2020 年 1月 1 日

定　　款

株式会社 電通グループ

定　款

第１章　総則

（商号）

第１条　本会社は、株式会社電通グループと称し、英文では、ＤＥＮＴＳＵ　ＧＲＯＵＰ　ＩＮＣ．と表示する。

（目的）

第２条　本会社は、次の事業を営むことおよび次の事業を営む会社の株式を所有することにより当該会社の事業活動を支配・管理することを目的とする。

（１）広告、広報に関する企画および制作

（２）新聞、雑誌、放送、セールスプロモーション、映画、屋外、交通、ダイレクトメールおよびインターネットその他すべての広告、広報およびパブリックリレーションズ業務

（３）各種マーケティング業務

（４）セールスプロモーションの企画、立案および制作に関する業務

（５）印刷業、製版業、出版業ならびに写真撮影および写真製版業

（６）イベント、セミナーの企画、制作、運営および実施ならびにスポーツイベント、文化イベント等の各種イベントに関する放映権、オフィシャルスポンサー権、大会マークの使用権、キャラクターの使用権、企業名の掲出権および興行権等の取得、管理、利用、販売および輸出入

（７）ディスプレイ業ならびに展示および装飾の企画、制作および施工

（８）建築工事業、鋼構造物工事業および内装工事業ならびに建築の設計および監理業

（９）ネオン看板、電飾看板および各種電子装置の企画、設計、施工、運営管理および販売ならびにそれらに関連する素材およびシステムの企画、設計、開発、販売およびリース

(10) 映画、映像ソフトおよび音声ソフトの企画、制作、取得、管理および販売

(11) テレビ番組、ラジオ番組および演劇等の企画、制作、運営ならびにこれらの請負

(12) 芸能タレント、スポーツ選手その他の著名人のマネジメントおよびプロモート業務

(13) 産業財産権（特許権・実用新案権・意匠権・商標権）、著作権、出版権、著作隣接権等の知的財産権およびその他の無体財産権ならびにキャラクターおよびソフトウェアの取得、利用、管理、賃貸借、販売およびその受託ならびに著作権等管理事業

(14) 情報の収集、分析、管理および情報処理サービス業、情報提供サービス業ならびに情報処理に関する研究および開発

(15) コンピュータソフトウェアおよびハードウェアの企画、研究、開発、販売、保守、リースおよび賃貸

(16) 電子技術、インターネット、移動体通信およびその他の電子的メディア等を利用した各種情報通信システム、各種情報流通システム、各種商取引システムおよび各種販売促進システムの企画、設計、開発、販売、運用および保守に関する業務

(17) インターネットのホームページの企画、設計、開発、販売、運用および保守に関する業務

(18) コンピュータによる情報処理システム、データベースシステム、ネットワークシステム、コンピュータソフトウェア、コンピュータセキュリティおよび情報技術の調査、研究、企画、開発、販売、リース、賃貸、導入指導、管理運営および保守に関する業務

(19) インターネット、移動体通信およびその他の電子的メディア等を利用した商取引に関する企画および調査

(20) インターネット、移動体通信およびその他の電子的メディア等を利用した商品に関する問合わせ、申込および注文の取次事務代行サービス業務

(21) コンピュータシステムによるデータ入力およびそれに伴う事務処理の受託
(22) コンピュータシステムと通信ネットワーク（インターネット、移動体通信およびその他の電子的メディア等）を利用した通信販売、配信サービスおよび各種メディア事業
(23) 地域開発、都市開発、観光開発およびリゾート開発の企画、調査、設計および実施ならびにこれらの建設コンサルティング業務
(24) 不動産の売買、賃貸借および管理ならびにその仲介および代理
(25) 警備業法に基づく警備業
(26) 損害保険代理業および生命保険の募集に関する業務
(27) 労働者派遣事業ならびに人材教育および人材開発のコンサルティング業務
(28) 研修施設、スポーツ施設、遊技場、医療施設、画廊、劇場、貸ホール、スタジオおよび駐車場の企画、賃貸、管理および経営ならびにビルメンテナンス業務
(29) 旅行業法に基づく旅行業
(30) 倉庫業法に基づく倉庫業
(31) 日用品雑貨、米穀類、酒類、切手、はがき、印紙等、管理医療機器およびイベント、キャンペーン等に関連する物品の販売
(32) 古物商
(33) 投資業
(34) 経営に関するコンサルティング業務
(35) 環境誘発型事業
(36) 医療に関する調査、研究およびコンサルタント業務
(37) セールスプロモーション（販売促進活動）に関連する宣伝物の製作、販売および輸出入
(38) 雑誌、書籍、楽譜等印刷物の企画、編集および販売
(39) 翻訳業
(40) 芸能、スポーツに関する興行
(41) 見本市、展示会、国際・国内会議、文化・スポーツ等各種催物の企画、誘致および開催
(42) 政党、宗教団体、業界団体等の大会の企画、誘致および開催ならびに労働組合等の大会の企画、誘致
(43) キャラクターおよびキャラクター商品（個性的な名称や特徴を有している人物、動物等の画像を付けたもの）の企画、制作、開発、デザインの販売ならびに商品化に関する業務
(44) レコード原盤およびビデオグラム原盤の企画、制作、管理、供給、譲渡ならびにレコードの複製販売
(45) 音楽、映像、ビデオゲーム、写真、小説、情報、工業所有権等の、個人または人的集合体により創造された知的表現・所有物を、多岐に渡る許諾条件の下で、円滑に消費者に流通させるための権利使用許諾情報管理技術等の研究、企画、制作、管理および販売
(46) 冠婚葬祭に関する情報の提供ならびに仲介斡旋
(47) コンピュータシステムの設計、開発、保守および運営管理ならびにそれらに関する調査、研究
(48) コンピュータネットワークシステムおよびデータベースの企画、設計および分析
(49) 情報通信機器、情報処理機器の販売、リースおよび賃貸
(50) 電子決済処理、電子署名認証ならびに電子商取引に関するサービス
(51) 有料職業紹介事業
(52) 人材育成のための社員教育およびカウンセリング業務
(53) コンピュータの周辺機器の製造、販売ならびに保守業務

(54) 食料品、酒類、化粧品、衣料品、衣料雑貨品、日用品雑貨、スポーツ用品、美術品、装身具、貴金属、福祉介護用具、事務用機械器具、映像・音響機械器具、電気製品、家具、室内装飾品、什器、医療用機械器具および医薬部外品の企画、製造、輸出入、販売および販売の斡旋
(55) タバコおよび医薬品の販売および販売の斡旋
(56) 美術工芸品の制作、賃貸および販売
(57) 福祉介護用具、事務用機械器具、映像・音響機械器具、家具、室内装飾品、什器、医療用機械器具のリースおよびレンタルの斡旋
(58) 催事用設備、展示会用装飾機器、事務機器および什器備品のレンタルおよびリース業
(59) 映像制作に必要な機械、設備のレンタル、受託管理および技術の提供
(60) 有価証券の取得および保有
(61) 投資事業組合財産、投資事業有限責任組合財産の運用および管理、ならびに投資事業組合、投資事業有限責任組合への出資
(62) 各種事業計画、商品開発および企業イメージに関するコンサルティング
(63) 企業のリスクマネジメントに関するコンサルティング
(64) 各種放送番組の販売ならびに輸出入
(65) 工業所有権およびノウハウの取得・販売および管理の仲介
(66) 新商品の開発、設計の受託ならびにその生産過程の効率化・改善に関するコンサルティング業務
(67) 会社の合併および技術、販売、製造等の業務提携の斡旋
(68) 経理事務の受託代行業務および経理事務に関するコンサルティング業務
(69) 財務に関する書類の作成
(70) 給与計算代行業務
(71) 社員の職業適性能力評価に関する情報の処理およびそのコンサルティング業務
(72) 労務管理その他の労務に関する事項および労働社会保険諸法令に基づく社会保険に関する事項についてのコンサルティング業務
(73) 採用、募集に関する企画および実施の受託
(74) ファクタリング業
(75) 自動車の運行、配車管理および通信機器の保守管理に関する業務
(76) 企業の保養所、寮等の福利厚生施設の保守、運営、管理に関する業務
(77) 電気通信工事業、電気工事業、建築設備工事の設計、監理および請負
(78) コンピュータゲームの企画、制作、管理および販売
(79) 芸能タレントの育成
(80) 電子計算機技術者要員の養成および教育研修
(81) 緑化事業の企画、請負、設計、施工、監理およびコンサルティング
(82) 音楽およびゲーム機ソフト等のコンパクトディスクのデザインの企画、制作および商品化に関する業務
(83) 電気通信事業法に定める電気通信事業
(84) 電気通信設備の設置および保守ならびに電気事業法で定める保安管理業務外部委託承認制度に基づく保安管理業務
(85) 電気通信に関する機器、ソフトウェアの開発、制作、販売、賃貸
(86) 会議、催事、パーティの会場の設営の請負
(87) 飲食店等の企画・経営

(88) 運送代理店業
(89) 梱包業、貨物運送取扱業およびその仲介
(90) 紙の製造加工、売買およびその仲介
(91) コンサート、イベント、映画、演劇等のチケット、入場券等の販売
(92) 委託を受けてする人事採用、考課、人事異動、福利厚生、健康管理、経歴、給与等の人事に関する業務の受託
(93) 委託を受けてする秘書、事務所・施設の管理、警備、文書管理、法的届出の事務代行等の総務に関する業務の受託
(94) 委託を受けてする出納、会計帳簿作成、資産管理、予算・決算等の経理・財務に関する業務の受託
(95) 委託を受けてする物品の仕入、在庫管理、仕入先の選定に関する業務
(96) 委託を受けてする企業活動に伴う見積書・契約書作成、受注管理、売掛管理、請求に関する業務の受託
(97) 一般貨物自動車運送事業
(98) 金融業、集金代行業
(99) 就職に関するコンサルタント業
(100) 音声、映像等を記録したビデオテープ、ＤＶＤ、その他メディアの製造、販売およびリース
(101) 前各号（ただし、各号においてコンサルティング業務を個別に定めている場合を除く。）に関するコンサルティング業務
(102) 前各号に附帯または関連する一切の事業
(103) 前各号に掲げるもののほか、会社の目的を達成するために必要な事業

（本店の所在地）

第３条　本会社は、本店を東京都港区に置く。

（公告の方法）

第４条　本会社の公告は、日本経済新聞に掲載する。

（機関）

第５条　当会社は、株主総会および取締役のほか、次の機関を置く。
（１） 取締役会
（２） 監査等委員会
（３） 会計監査人

第２章　株 式

（発行可能株式総数）

第６条　本会社の発行可能株式総数は、1,100,000,000 株とする。

（自己の株式の取得）

第７条　本会社は、会社法第 165 条第２項の規定により、取締役会の決議によって市場取引等により自己の株式を取得することができる。

（単元株式数）

第８条　本会社の単元株式数は、100 株とする。

（単元未満株式についての権利）

第９条　本会社の株主は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない。

（1）会社法第 189 条第２項各号に掲げる権利
（2）会社法第 166 条第１項の規定による請求をする権利
（3）株主の有する株式数に応じて募集株式の割当ておよび募集新株予約権の割当てを受ける権利
（4）次条に定める請求をする権利

（単元未満株式の買増し）

第 10 条　本会社の単元未満株式を有する株主は、株式取扱規則に定めるところにより、その有する単元未満株式と併せて単元株式数となる数の株式を売り渡すことを本会社に請求することができる。

（株主名簿管理人）

第 11 条　本会社は、株主名簿管理人を置く。

２．本会社の株主名簿管理人およびその事務取扱場所は、取締役会の決議によって定め、公告する。

３．本会社の株主名簿および新株予約権原簿の作成および備置き、その他株主名簿および新株予約権に関する事務は、株主名簿管理人に委託し、本会社においては取扱わない。

（株式取扱規則）

第 12 条　本会社の株式および新株予約権に関する取扱い､株主の権利行使に際しての手続き等、およびその手数料については、法令または定款に定めるもののほか、取締役会において定める株式取扱規則による。

（基準日）

第 13 条　本会社は、毎年 12 月 31 日の最終の株主名簿に記録された議決権を有する株主をもって、その事業年度に関する定時株主総会において権利を行使することができる株主とする。

２．前項にかかわらず、必要がある場合は、取締役会の決議によって、あらかじめ公告して、基準日を定めることができる。

第３章　株主総会

（招集時期）

第 14 条　定時株主総会は、毎事業年度の終了後３ヵ月以内に招集し、臨時株主総会は、必要がある場合に随時招集する。

（招集権者および議長）

第 15 条　株主総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役会の決議によって、代表取締役が招集し、議長となる。

２．代表取締役に事故あるときは、あらかじめ取締役会で定めた順序により他の取締役が招集し、議長となる。

（決議の方法）

第 16 条　株主総会の決議は、法令または定款に別段の定めがある場合を除き、出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数をもって行う。

２．会社法第309条第２項に定める特別決議は、定款に別段の定めがある場合を除き、議決権を行使することができる株主の議決権の３分の１以上を有する株主が出席し、その議決権の３分の２以上をもって行う。

（議決権の代理行使）

第 17 条　株主は、本会社の議決権を有する他の株主１名を代理人としてその議決権を行使することができる。

２．前項の場合には、株主または代理人は代理権を証明する書面を、株主総会ごとに、あらかじめ本会社に提出しなければならない。

（議事録）

第 18 条　株主総会における議事の経過の要領およびその結果ならびにその他法令に定める事項は、議事録に記載または記録する。

２．前項の議事録は10年間本店に、その写しを５年間支店に備置くものとする。

（株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供）

第 19 条　本会社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類、事業報告、計算書類および連結計算書類に記載または表示すべき事項に係る情報を、法務省令に定めるところに従いインターネットを利用する方法で開示することにより、株主に対して提供したものとみなすことができる。

第４章　取締役および取締役会

（取締役の員数）

第 20 条　本会社の取締役は、15 名以内とする。

２．前項の取締役のうち、監査等委員である取締役は、４名以内とする。

（取締役の選任）

第 21 条　取締役は、株主総会において、議決権を行使することができる株主の議決権の３分の１以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数の決議によって選任する。

２．取締役の選任は、監査等委員である取締役と監査等委員でない取締役とを区別して行うものとする。

３．取締役の選任決議は、累積投票によらない。

（取締役の任期）

第 22 条　監査等委員でない取締役の任期は、選任後１年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。監査等委員である取締役の任期は、選任後２年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

２．任期の満了前に退任した監査等委員である取締役の補欠として選任された監査等委員である取締役の任期は、退任した監査等委員である取締役の任期の満了する時までとする。

（代表取締役および業務分担）

第 23 条　本会社は、取締役会の決議によって、監査等委員でない取締役のなかから代表取締役を選定する。代表取締役は若干名を選定することができる。

２．代表取締役は各自本会社を代表し、株主総会および取締役会の決議に従って業務を執行する。

３．本会社は、取締役会の決議によって、必要に応じ、監査等委員でない取締役のなかから会長を選定し、本会社の代表権を付与することができる。

４．取締役会は、監査等委員でない取締役のなかから業務を分担する取締役を選定することができる。

５．本会社は、取締役会の決議によって執行役員を置き、本会社の業務を分担して執行させることができる。

（取締役会の招集）

第 24 条　取締役会の招集権者および議長は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役会規則により定める。

２．　取締役会の招集通知は、各取締役に対し、会日の３日前までに発する。ただし、緊急の場合は、この期間を短縮することができる。

３．取締役会は、取締役の全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで開くことができる。

（取締役会の決議の方法）

第 25 条　取締役会の決議は、取締役の過半数が出席し、その出席した取締役の過半数をもって行う。

（取締役会の決議の省略）

第 26 条　本会社は、会社法第 370 条の要件を充たしたときは、取締役会の決議があったものとみなす。

（重要な業務執行の決定の委任）

第 27 条　本会社は、会社法第 399 条の 13 第６項の規定により、取締役会の決議によって重要な業務執行（同条第５項各号に掲げる事項を除く。）の決定の全部または一部を取締役に委任することができる。

（取締役会議事録）

第 28 条　取締役会における議事の経過の要領およびその結果ならびにその他法令に定める事項は、議事録に記載または記録し、出席した取締役がこれに署名もしくは記名押印または電子署名を行う。

２．前項の議事録は10年間本店に備置く。

（取締役会規則）

第 29 条　取締役会に関する事項は、法令または定款に定めるもののほか、取締役会において定める取締役会規則による。

（取締役の報酬等）

第 30 条　取締役の報酬等は、監査等委員である取締役と監査等委員でない取締役とを区別して、株主総会の決議によって定める。

（取締役の責任免除）

第 31 条　本会社は、取締役会の決議によって、取締役（取締役であった者を含む。）の会社法第 423 条第１項の賠償責任について法令に定める要件に該当する場合には、賠償責任額から法令に定める最低責任限度額を控除して得た額を限度として免除することができる。

２．本会社は、取締役（業務執行取締役等であるものを除く。）との間で、会社法第423条第１項の賠償責任について法令に定める要件に該当する場合には、賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、金1,000万円以上であらかじめ定めた額と法令の定める最低責任限度額とのいずれか高い額とする。

第５章　監査等委員会

（監査等委員会）

第 32 条　監査等委員会は、法令に定めのある事項を決定するほか、その職務遂行のために必要な権限を行使する。

（監査等委員会の招集）

第 33 条　監査等委員会は、各監査等委員が招集する。

２．監査等委員会の招集通知は、各監査等委員に対し、会日の３日前までに発する。ただし、緊急の場合は、この期間を短縮することができる。

３．監査等委員会は、監査等委員の全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで開くことができる。

（監査等委員会規則）

第 34 条　監査等委員会に関する事項は、法令または定款に定めるもののほか、監査等委員会に

おいて定める監査等委員会規則による。

第６章　会計監査人

（会計監査人の選任）

第 35 条　会計監査人は、株主総会の決議によって選任する。

（会計監査人の任期）

第 36 条　会計監査人の任期は、選任後１年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。

２．会計監査人は前項の定時株主総会において別段の決議がされなかったときは、当該定時株主総会において再任されたものとみなす。

（会計監査人の報酬等）

第 37 条　会計監査人の報酬等は、代表取締役が監査等委員会の同意を得て定める。

第７章　計 算

（事業年度）

第 38 条　本会社の事業年度は、毎年１月１日から 12 月 31 日までとする。

（剰余金の配当等の決定機関）

第 39 条　本会社は、剰余金の配当等会社法第 459 条第１項各号に定める事項については、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役会の決議によって定めることができる。

（剰余金の配当の基準日）

第 40 条　本会社の期末配当の基準日は、毎年 12 月 31 日とする。

２．本会社の中間配当の基準日は、毎年６月30日とする。

３．前２項のほか、基準日を定めて剰余金の配当をすることができる。

（除斥期間）

第 41 条　配当財産が金銭である場合は、その支払開始の日から満３年を経過したときは、本会社はその支払の義務を免れる。

２．前項の金銭には、利息を付さない。